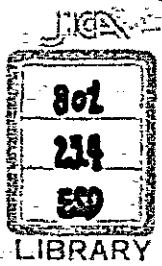
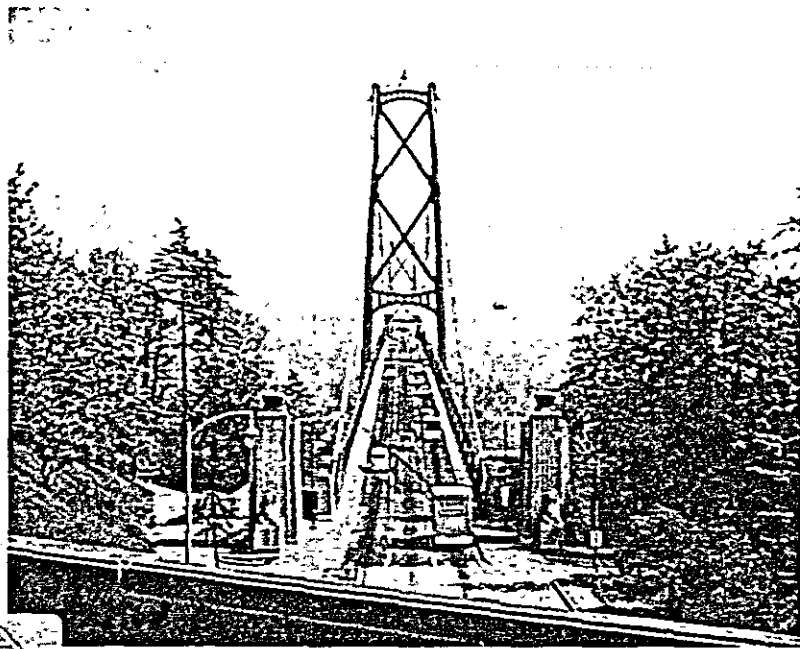


啓発資料 1053

カナダ移住の案内

昭和 52 年 10 月



国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

(移住部門)

国際協力事業団	
受入 月日 84.9.13	801
登録No. 14703	23.4
	ESD

は し が き

年間数百万人の人達が海外へ飛び立って行く現在、地球は狭くなり、外国が身近なものとなってきましたが、やはり“移住する”となると単に自分がやがて行く移住先の国を、夢みながら出発の日を待っているだけで、現地での生活は行けば何とかなると云ったあいまいな考え方では、移住者として十分ではありません。

移住を希望する人達、一人一人が正しい知識と必要な情報を入手し、十分に準備を整えることが大切です。

カナダは1867年連邦成立以来、1,000万人以上の移住者を受け入れているまさに「移住者の国」です。それだけにカナダ入国後は、カナダ政府による多種多様な移住者援助システムが完備されています。

しかし、移住者は自らの道を一步一步切り拓く積極的な姿勢こそ大切であることはいうまでもありません。

カナダにおいて自らの能力を一層発揮することは、同時にカナダ国の進歩に寄与することでもあり、ひいては国際協力の重要な一翼をになうものです。

この小冊子「カナダ移住の案内」はカナダ移住についての手続き、カナダでの生活等についてわかり易く解説したものです。移住を志す皆様のお役に立てば幸いです。

昭和52年10月

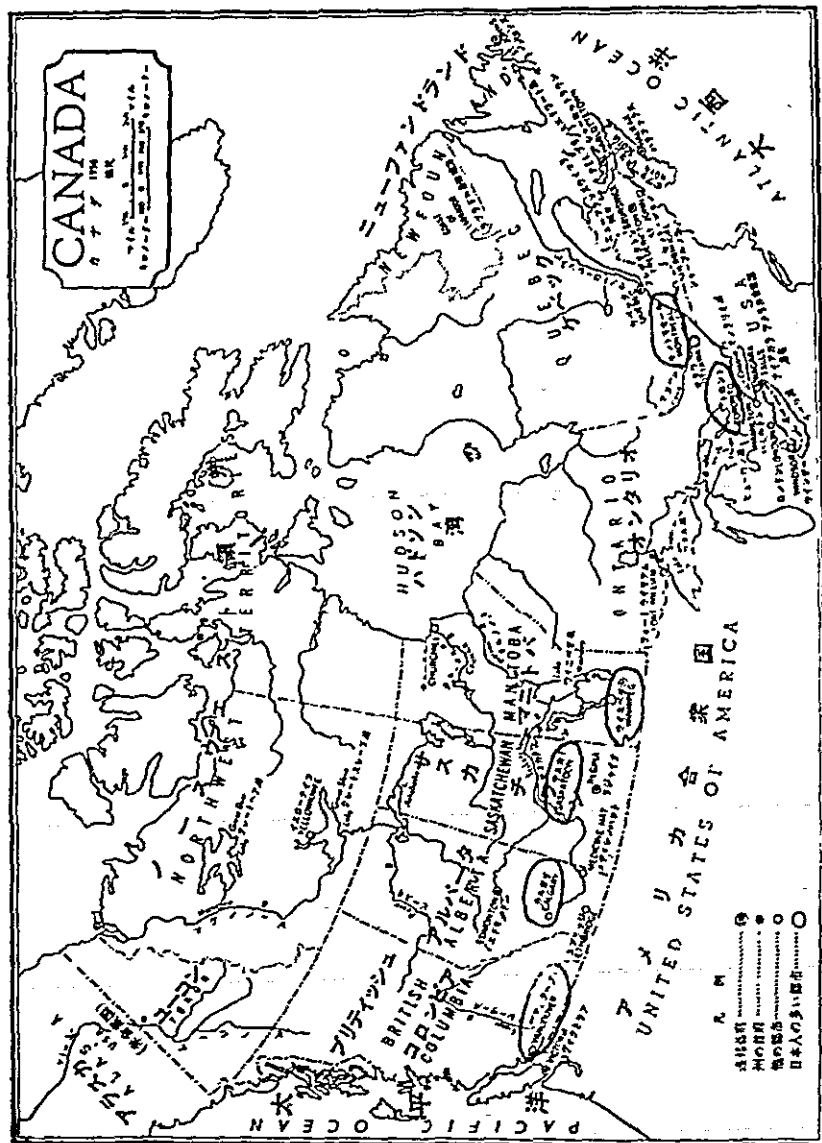
国際協力事業団

移住部門

JICA LIBRARY



1035637[6]



目 次

第1部 移住者の国カナダ

1. カナダ一般事情 1
2. 日系カナダ人の歩みと日加関係 3

第2部 カナダ移住の実際

1. カナダ国の移住政策と機構 4
2. カナダ移住の種類 5
3. カナダ移住者の資格 6

第3部 移住手続と現地到着

1. 移住相談と申込み 9
2. 審査から査証付与まで 9
3. カナダ移住者トレーニング・コースの案内 10
4. 出発前の準備 11
5. 現 地 到 着 13

第4部 カナダの生活

1. 就 職 14
2. 賃金と労働事情 16
3. 教育および訓練 17
4. 社会保障制度 18
5. 生計と物価 19
6. 市民権・結婚・兵役制度など 22

(参 考)

1. これから移住を希望される方へのアドバイス 23
2. 移住者職種別項目一覧表 24
3. 在カナダ日本公館等一覧表 25
4. 国際協力事業団移住部門国内機関一覧表 26

第1部 移住者の国カナダ



世界各国の人が広く移住している

1. カナダ一般事情

(1) 歴史

21世紀の国、世界で2番目に広い国土を持つ国、森林と湖の国、カナダを表わす言葉は沢山あります。中でも“移住者の国カナダ”と言う表現が、カナダを理解するには一番適しているようです。

コロンブスをはじめとするヨーロッパの探検家達が、大西洋を西へ西へと船を進めて発見したのが北米大陸です。インディアンとエスキモーが森と湖にかこまれ、冬は氷原を吹き荒れるブリザードにとじこめられ、夏は自然の恵みを十分に受けて厳しくても平和な生活を重ねて来たこの地にヨーロッパ人が移り住み始めたのは15世紀後半のことです。最初はこの新大陸が魚と毛皮の宝庫であることが解り、一時的な漁師や毛皮商人の居住地が生まれました。しかし、漁業や毛皮貿易の安定のためには生活に必要な物資を本国から船で輸送するのではなく、農業を中心とする自給体制を整えることが急務となりました。こうして“アカディア”と呼ばれた大西洋岸の地域とセントローレンス河に沿った肥沃な土地に植民

地が生まれたのですが、ヨーロッパでその覇を争っている英・仏両国が各地でそのライバル意識をむき出しにして争いを続けたのです。この覇権争いも1759年のパリ条約の結果、カナダの地は英領として認めると言うことで落ち着いたのですが、フランス系住民の多い現在のケベック州ではいまでもフランス系カナダの独立意識が強く残っています。

毛皮貿易が本国に多大な利益をもたらしたため商人達は大陸を西へ西へと毛皮を求めてゆくことになり、それと同時にヨーロッパからの移住者の数も増大し、横断鉄道の延びるにつれて点在する町々が一つの社会にまとめ上げられて行きました。こうした状況の下で、アメリカ合衆国との対立や英本国からの独立の闘いが厳しくなり、それに対抗するためにも英・仏両系の団結が必要となり1867年7月1日、ノバスコシア、ニューファンドランド、ロウアー・カナダ（現在のケベック州）、アッパー・カナダ（現在のオンタリオ州）の4自治州が、“カナダ”という国名の下に連邦国家を誕生させたのです。後に、西部諸州も連邦の仲間入りをし、1949年に大西洋岸のニューファンドランドの連邦入りによって、10州2準州からなる現在のカナダが完成したのです。

(2) カナダの近況

連邦形成後100年余のカナダは若い未来の国として、近年急速な発展をとげています。世界有数の生産高を誇り、その品質の良さで知られる小麦やその他の穀物類、テンサイ、馬鈴薯や油用作物、そして肉牛や乳製品と言った幅広い農業は、カナダの主要産業として、現在のカナダの発展を可能とし、これからもカナダ経済の中心であることにはかわりないでしょう。一方、広大な国土は森林資源や鉱物資源を無尽蔵に持っていると同時に、豊富な水力資源が最近のカナダの工業発展を推進しているのです。

東西5,186Km、南北4,626Kmという広い国土に約2,300万人の人口は少なすぎます。カナダが一流の工業国家として発展してゆくのには一番欠けているのは人的資源であるといわれるのも無理はありません。1962年2月に、カナダが移民法施行規則を大巾に改正し、それまでの白人優先主義を捨て、世界中から移住者を受け入れるといった進んだ移民制度とその機構を生み出した英には、広大な国土と限りない資源を活用するための“マン・パワー（人的資源）”の確保がねらいでもあったのです。

世界中から集まって来た移住者が築き上げようとしているカナダは、国際社会でもユニークな立場をとり、経済・政治の場で重要な地位を占めつつあります。1967年にケベック州モントリオール市で開催された Expo '67 を契機に積極的に国際社会に登場するようになり、中国の承認、ソ連への小麦輸出等で共産

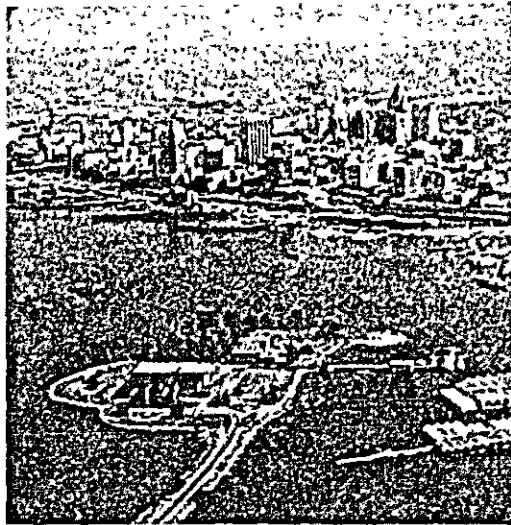
国諸国と自由国諸国の緊張緩和の先がけをなし、国連を中心に繰り広げるカナダの平和外交は後進諸国からも大きな期待を寄せられています。ベトナム和平にあっても、国際監視委員会のメンバーとして、いち早くその活動を開始したことは、平和を愛するカナダ国民の印象を更に強くしたことでしょう。

2. 日系カナダ人の歩みと日加関係

明治の初め、一人の日本人青年が外国貨物船の乗組員としてカナダに渡り、バンクーバー近辺に住みついたのがカナダ移住史の第1ページです。その後、炭坑労働者、アメリカ村として知られる和歌山県三尾の漁師がバンクーバーやその近郊に移住し、小さな閉鎖社会を形成していったのです。この日系社会は小さく閉鎖的ではあったが、日本人の本来の正直さと勤勉さがそれを克服させ、一步一步発展を続けたのです。フレーザー河流域に進出した農業移住者の一団が更に日系社会の基盤を確固としたものに築き上げていったのですが、アメリカ合衆国西岸諸州に火の手を上げた有色人種排斥運動がカナダB.C.州にも影響を与え、移民制限その他の差別的措置が講じられ1928年には移民数は呼寄せを含めて年間150名に制限されました。

移民数は制限されたものの、農村を中心に堅実な発展を続けていた日系人社会の上に大きな破綻をもたらしたのは第二次世界大戦でした。“日本人は婦化人、二世をも含めて全員太平洋岸から100マイル以遠に移動せしめる”ことが決定され、財産の売却処分（実際は強制没収に近い）や強制収容が行われたのです。この結果、東部諸州に分散した日系人が、再びその勤勉さと努力によってカナダ社会にその足場を築き、二世の各方面での活躍が重なってしまえば日系人に対するカナダ人の目は好意だけでなく賞賛と尊敬にかわってきました。1962年にはカナダは移民法施行規則を改正し、人種や膚の色、宗教の違いにかかわらず優秀な人材を移住者として受け入れるようになりました。日本からの移住者も41～51年度の11ヶ年間で約7,000名を数え、先輩移住者や二・三世と共にカナダ社会の担い手として各分野で活躍しています。

明治の時代から日本人が移住していたにもかかわらず、日本ではカナダのことはあまり知られておりません。しかし、日本とカナダは太平洋を隔てた隣国として貿易では互いに補完的な関係にあります。日本はカナダの貿易相手国として、アメリカに次いで第2位であり、1976年の日加間の貿易額は往復39億ドルに達しています。貿易ばかりでなく政治、文化面での交流も盛んで、カナダ・アメリカ・日本の「北太平洋の三角形」の必要性が強調されています。



空から見たバンクーバー市

第2部 カナダ移住の実際

1. カナダ国の移住政策と機構

“問題なく吸収しうる限り、毎年多数の移住者の入国を受け入れ、かつ必要があればこれを奨励することはカナダ自身の利益である”と云うのが政府の見解です。カナダはこの限定の下に、「カナダの経済的社会的条件に首尾よく順応し得る能力を有する人を受け入れあるいは求めるべきである。カナダが慎重に受け入れを拒否すべき人々とは、この順応性を欠如するか、または公衆衛生あるいは安全にとって害ありと考えられる人に限るべきである。また、個人の能力とは別に、同情あるいは人道的理由で永久入国の取扱いを受ける価値のある人々のカナダ移住に対しても、上記政策の範囲内において法律規定を設けるべきである。」これは1966年10月、当時の人的資源移民大臣ジャン・マルシャンが議会に提出した「移民白書」の一節です。現在もこの政策理念は十分に生かされており、人種、膚の色、宗教の違いにより差別されることなく、教育・訓練のある人、カナ

ダ社会の要請する人を受け入れるための規則や機構が整備されています。

移住の受け入れから定着までを管轄する人的資源移民省では在外主要国に移民事務所を開設し、移住申請の受付および移住者の選考といった仕事を担当させております。一方、カナダ国内では5つの移民総局とその下に15の移民局を置いていますが、実際に移住者と接触し、移住者の援助、指導にあたるのはカナダ全土に設置されている「移民事務所」と「マンパワーセンター」です。移民事務所は新移住者の入国手続に関する仕事や既にカナダに定着している移住者やカナダ市民の近親呼寄せ手続に関する仕事を取扱い、マンパワーセンターは新移住者の就職に関する指導や情報を与えます。

日本には1966年から東京にカナダ大使館人的資源移民部が設置されており、本国から派遣された移民官が、移住相談や移住者の選考、送出にあたり、日本側では国際協力事業団がこれに協力しています。

2. カナダ移住の種類

カナダに移住するためには、カナダ入国前にカナダ政府の担当官憲から永住の許可を得なければなりません。そのためには移住の申込みをして審査を受ける必要があります。カナダは移住申請者を3つの種類に分け、夫々に要求される条件を審査します。

(1) 自主申請方式 (Independent Applicants)

カナダのユニークな移住政策を反映する移住方式で、独自の発意と技能・技術で永住権を申請する人が該当します。このケースは一般に“アン・スポンサード移住”と呼ばれており、カナダに身元を引受ける親類が居なく、又、移住前にカナダ国内で就職が決定していなくとも、「カナダが必要とする技術を有し、カナダに到着後容易に就職のできる見込みのある人」が永住権を付与されるわけです。自主申請方式で移住を希望する人に必要とされる資格条件や手続は次章以下で説明します。近年は世界的不況を反映し、カナダの失業者の増加傾向が続いているため、移住前に就職先が決定していないと審査にパスすることが困難になっています。

(2) 扶養者呼寄せ方式 (Sponsored Dependant)

カナダ人またはカナダ在住の永住権所有外国人によって生活の扶養を受けるべき性質の人で、夫や妻、21才未満の未婚の息子又は娘、60才以上の父母、祖父母などが該当します。この場合、カナダにおける身元引受人が最寄りのカナダ国内の移民事務所で入国許可申請をしなければなりません。

(3) 近親者指名方式 (Nominated Relatives)

カナダ市民または永住権所有外国人によって指名された、上記(2)以外の親類がこのケースに該当します。指名を受けることのできる親類の範囲は、21才以上の息子又は娘、21才未満の既婚の息子又は娘、兄弟又は姉妹、60才以下の父母又は祖父母、甥、姪、おじ、おば、もしくは孫であります。なお、指名するカナダ在住者は、指名して入国を許可された者に対し、彼等がカナダの住民としての責任を果たすように助言し、忠告し、かつ援助しなければなりません。ただし指名された親類の審査では、次の「自主申請方式」のように職業的要素が加味されます。



カナダはいたる所に公園がある

3. カナダ移住者の資格

資格の審査では一般に次の事項を総合的、相関的に審査されます。

- (1) 教育と訓練
- (2) 個人の評価（特に、カナダへの適合性）
- (3) 職業的需要（カナダ国内での就職の機会）
- (4) 職業的技能（経験や資格・技能程度）
- (5) 年齢（18才以上35才以下が望ましい）

- (6) カナダでの就職先決定の有無
- (7) 語学力（英語および仏語）
- (8) 親類（カナダ国内に居住する3親等以内の親類）
- (9) 移住希望地域における就職機会の多少

(10) 健康

このように審査事項が多様ですので、移住できるかどうかを一概に判断することは困難です。一見同じように見える資格を持っている人でも実際の審査の結果は逆となることが多いのです。ところで、上記項目の中で移住希望者にとって最も知っておきたい職種とその資格、経験、および語学力について少し説明します。

(1) 職種

カナダの移民規則は移住職種を具体的に明記しておりません。従って、何の職種でなければ移住できないと狭く限定した考え方ではなく、「カナダで立派に定着し、やっていける人」であって、その人の職種がカナダ国内で必要としている場合であれば移住の対象としては十分なわけです。カナダ政府はある一定の期間毎にカナダで需要の強い職種を調査していますが、この内容は一般に公開されませんし、時と共にその職種は変化しますので職種名を具体的に例示することはできません。

1976年に、日本からカナダに移住された人達の職種を別表のとおり掲げておきますので、一応の目安にしてほしいと思いますが、特に最近の傾向で著しいことは、移住申請時点においてカナダ国内に就職先の決定の有無が審査の重点事項になっていると云えます。

(2) 資格と経験

カナダ移住が可能な職種とは別に、移住申請者は夫々の職種においてプロフェッショナルでなければなりません。職種によっては一定の学歴が必要とされるものや特定の職業訓練の必要なものもあります。更には、看護婦や医師、建築師や美容師といった特定の資格が必要な職種については日本においてそれらの資格を取っておかねばなりません。

経験については、一般に新卒卒者は許可されないことになっており、既に移住した人も2～3年以上の実務経験を持っているようです。

(3) 語学力

日本語の通用しないカナダ社会で生活するわけですから、言葉が大切なことは誰でも納得のゆくところですが、納得はしていても意外と軽視している場合が多いようです。日本で英語を勉強していても中々上達しないし、必要に迫られて現地で勉強する方が良策だと考える方もおられるでしょうが、移住審査では語学力

も審査の項目に入っていますから、最低、自分の仕事をこなす語学力は要求されるわけです。すなわち、語学が大切な要素となるセールスマンや事務職及び高水準の技師の場合は高度な会話力を持たねばなりませんし、反対に技能者や農業などのケースでは要求程度は低くなるわけです。しかし、仕事とは別に、カナダで楽しく生活するためには専門的なことばかりでなく、一般日常会話を含め、日本を出発するまえにできるだけ高い会話力を身につけておく方が望ましいことです。既に移住された人達から、日本にいるときにもっと英会話を勉強しておくべきであったという反省がしばしば聞かれます。このためにも後述のカナダ移住者トレーニングコース等で悔いの残らぬよう渡航前に徹底的に習得する努力が必要です。

1976年度カナダ日本人移住者の職業別内訳表

職 種	人 数	職 種	人 数
(管理関係)	23	(事務関係)	
(専門技術職)		会計関係	4
理・化学・機械	14	速記タイピスト	7
電気・電子	1	その他	13
生物(農業獣医含)	0	(商業販売関係)	6
医師	0	(サービス関係)	
薬学(歯科を含む)	1	コック・ウェ이터・ウェイトレス	52
保健・看護・治療	8	家事手伝い	15
コンピューター	8	その他	0
運輸・通信	0	(農林漁・鉱業)	
建築及び設計	0	農 業	13
宗 教	0	漁 業	0
教育・研究	9	林 業	0
芸術・文筆	7	その他労働者	1
その他	4	労 働 力	230
(技能職)		配 偶 者	146
製造・機械修理・電気電子	26	子 供	57
建設とその関連	5	そ の 他	65
食 品 関 係	1	非 労 働 力	268
織 物	0	移 住 者 合 計	498
そ の 他	12		

(4) その他

1973年の移民法施行規則の改正以後は、観光査証、一時滞在査証からの永住査証への切り換えが認められなくなったので、永住の目的の場合は必ずカナダ入国前に永住の許可を得ておかねばなりません。

第3部 移住手続と現地到着

1. 移住相談と申込み

当事業団国内支部では、移住希望者の皆様からいろいろなご相談を受け、移住申請を行なうことになったときには、その手続指導を行なっています。移住許可付与の可能性を本申請の前に照会することとなり、結果によっては何回照会しても差支えありません。この照会は事前審査(Pre-application Questionnaire)であり、カナダ大使館人的資源移民部では迅速に処理しています。移住許可の可能性があると回答を得たものについては本申請することになります。

2. 審査から査証付与まで

移住申請書が提出されると人的資源移民部では提出順に第2部に述べた審査項目を書類審査(Paper-Screen)します。提出書類は3つの種類に分けられますが、必要書類として、カナダ移住申請書、写真、戸籍謄本(和、英)、その他種類に応じて立証できる書類が必要とされ、この書類審査で一定のレベルに達した申請者には面接審査(Interview)が行なわれます。面接は移民部においてカナダ本国より派遣された移民担当官が英語または仏語で行なうこととなり、カナダ移住の動機や職業内容を聞くと共に、申請者の英語力および人物面での審査を行なうわけです。面接審査にパスすると「仮許可書(Provisional approval)」と健康診断用紙が手交されます。

「仮許可書」を取得した人は当事業団の国内支部にこれを呈示し、「移住者適格通知書①」の発給を受けて下さい。この通知書は旅券(パスポート)申請の際、旅券申請料が減額され、1,000円(数次往復旅券の場合は減額されない)となります。旅券申請は居住地の都道府県庁で行ないますが、旅券申請書、適格通知書の他に戸籍抄本(または謄本1通)、写真(パスポートサイズ2枚)、住民票1通、印カン等が必要です。

旅券を付与された方は、人的資源移民部指定の病院で健康診断を受けて下さい。

前もって予約しておくくと便利です。健康診断の時にはパスポートおよび写真1枚を持参する必要があります。健康診断はカナダ側から発給された診断書によって行なわれる外、胸部レントゲン写真をとります。健康診断書一式はカナダ厚生省へ郵送されます(費用は診断料および郵送料を含め1人8,000～13,000円位です)。健康診断の結果とその他若干の資料を考慮して最終的な審査の結果、人的資源移民部から査証が与えられます。査証料は日加両国の協定により免除されています。

カナダ大使館人的資源移民部の所在地は、東京都港区赤坂8丁目5番25号赤坂タウンハウス内、Tel (403) 9176, 〒107 です。

3. カナダ移住者トレーニングコースの案内

国際協力事業団では、海外移住センター(神奈川県横浜市磯子区西町16-5)において年間5回仮許可書取得者を対象として、移住後の速やかなカナダ社会への適応を助ける目的で英語力の強化とカナダ事情のオリエンテーションを主とした1カ月間の合宿訓練を行なっております。1967年から開始されたこのトレーニングコースも1977年9月末までに39回を終了し566名が受講、移住しております。受講終了者は現地でも互に連絡をとりながらトレーニング中に生まれた友情の絆を支えに助け合いながら頑張っております。

この講習を受講されますと、移住のために不動産を処分する場合、租税特別措置



トレーニングコースの受講風景

法による不動産譲渡所得税（国の計画移住者のみ対象）が相当程度軽減されます。

仮許可書を取得されたら渡航までの期間を有効に活用するうえからも、是非受講されることをお勧めします。経費は無料ですが食費 1/2、雑費 7,000 円程度必要です。申込みは国際協力事業団国内支部（駐在事務所）又は海外移住センターで受け付けます。

4. 出発前の準備

(1) 携行すべき証明書類

カナダ国は、終身雇用制社会でないだけに転職の機会も多いと思われます。そうした場合の求職活動やカナダの各種資格の取得時には、日本での学歴、資格等を証明する書類が必要となると思われますので次のような証明書を英文で持参することが望まれます。英文証明書が手に入らない時には日本語のものに英文翻訳を付ければ良いでしょう。（翻訳を自分でできないときは一般の翻訳業者に依頼されてもよい。）

ア. 卒業証明書または修了証明書

イ. 学業成績証明書

ウ. 技能証明書、自分の職業に関連した各種免許資格証明書類

エ. 職業内容、職歴、習得技術内容などを説明した書類で勤務していた会社、その他機関から発給された書類

オ. 推薦状、表彰状、感謝状など

カ. 卒業論文、その他研究論文などの概要

キ. 履歴書

(2) その他の参考資料

自分の技術内容や程度を視覚によって示すことは有益な手段と言えます。自分の作品や作業状況を撮した写真をできるだけ多く携行するのもよいでしょうし、もっと理解しやすいように作品そのものを携行するのも望ましいことです。

(3) 一般携行品

ア. 技術参考書、職業上必要な工具や計測機器類などはできる限り持ってゆくこと。

イ. 必要な身の廻り品、日用品は現地でも求められますが、下着類、Yシャツ、靴下などの小物が日本に比べて高いようなので多めに持ってゆくのがよい。

ウ. 家庭用医薬品（栄養剤、胃腸薬等）を携行すると便利である。

エ. 眼鏡は日本で度を合わせ予備を携行するとよい。

オ. 電気製品を持参する場合は北米向けに製造され、C. S. A (Canadian

Standard Association, カナダ規格協会)が承認した製品を購入するのが便利です。カナダの一般家庭用電気は110~120ボルト, 60サイクルが普通。

カ. 歯科治療は, カナダ健康保険でカバー出来ず高いので出発前に治療するとよい。

キ. 自動車国際免許証は移住当座の短期間は利用できる場合もありますが, 早く現地の免許を取ること。

ク. その他持込禁止品, 制限品については, 航空会社や旅行代理店などを通じ充分調査しておきましょう。

なお, 飛行機の場合, エコノミークラスでは1人当り20Kgをこえては無料で携行できませんので, 荷物は最少限必要なものを選んで携行するのが良いでしょう。

(4) 携行資金と送金

移住する人がどれ位のお金を携行すべきかは就職先の決定の有無等いろいろな状況によって異なりますが, 単身の場合, 100万円, 夫婦で200万円というのが標準的かと考えられます。外貨の交換は市中の外国為替取扱公認銀行で承認を取り付けますが, 持ち出しの制限はありません。ドルの交換には, パスポート, 納税証明書(出発の日を含む年のものとその前年度分, 正本, 写各1通), 印カンなどが必要ですが, 前もって銀行の外国為替係に相談しておかれるのが良いでしょう。

移住時に携行せず, 後日, 家族の人などから送金を受ける場合は, 1件3,000ドル(移住者の6親等以内は送金できます)未満は市中の外国為替銀行で, それ以上の時は日本銀行の許可を得て行なえます。送金限度額は外貨政策に応じて変更されますので提出書類などと併わせ銀行窓口もしくは当事業団国内支部に照会下さい。

カナダから日本への送金額には制限がないのが普通です。また, 日本にいる親族への生活援助送金の場合は, 送金額を記した証明書を銀行からもらっておき, 所得税査定の資料にして下さい。

(5) 渡航手続

渡航には船便と航空便がありますが, ほとんどの人は航空便を利用しているようです。渡航費は自己負担です。

ア. 船便・定期便はなく不定期な就航ですのでくわしくは旅行代理店にご相談下さい……………横浜~バンクーバー間に, 客船又は貨客船が月に1~2便就航しています。

4. 飛行機便……東京～バンクーバー間には、カナダ太平洋航空(C. P. Air)が週4便、日本航空(J. A. L.)が週4便、飛んでおります。

(運賃-エコノミークラス)	昭和52年9月現在
東京～バンクーバー	154,600円
東京～トロント	199,900円
東京～モントリオール	203,700円

5. 現地到着

(1) 渡航時期と入国地域

バンクーバーを除き他の地域に移住する人は、寒い冬期(12月～2月)の間はなるべく避けたい方が、就職や住居の選定に便利です。又、学校が夏休みとなりアルバイト学生で労働供給度の高くなる時期(6月～8月)は単純労働や簡単な事務、セールスなどの仕事は見付けにくくなるのが普通です。

カナダ国ではカナダへ移住者として入国する人に対し、直接カナダに入国するように希望しています。日本からの移住者の場合、アメリカ経由で入国する例も見られますが入国手続が煩雑となり手間をとることも多いようですので、出来るだけ直接カナダに入国するようにスケジュールを考えるのが望ましいと思われま

(2) 到着当初のいろいろ

到着後、まず第1に考えなければいけないのは落着き先のことでしょう。出発前に現地の知人等によって予め落着き先を決めてあれば良いのですが、そうでなければ、とりあえずホテルやYMCA・YWCAなどに短期間、宿をとらねばなりません。しかし、就職が決まるまで1カ月以上もかかることもあり、その間ホテルを利用しては高くなりますので、一応落着いたら住居探しをしなければなりません。新聞広告には相当数の貸部屋が載っています。又、街を歩くと貸間や貸家の表示を次のような文句で出しているのが目につくでしょう。“Room for Rent” “Room to let” “Apartment for Rent” “Apartment to let” “Flat for Rent” “Flat to let” などです。

こうした、部屋やアパートを借りる場合は次のような点に注意して下さい。

ア. アパートの場合、1～2年のリース(契約期間)が普通で、契約期間前に転居するときは残り何カ月分かの家賃を支払わねばならないこともあります。よく確かめて下さい。

イ. 光熱暖房費はRoomの場合は料金に含まれていますが、アパートやフラ

ットの場合は借主の負担が普通です。電話や電気料金、駐車場料金についても確かめて下さい。

ウ。子供や愛玩動物についての事項もよくチェックして下さい。

宿と平行して次のような手続をする必要があります。まず、マンパワー・センターへ出頭し、Social Insurance Number (社会保険登録)の申込用紙を貰い、必要事項を記入して指定の機関に送って下さい。同時にマンパワーでは就職のあっせんやその他日常生活に必要なアドバイスを受けて下さい。次に、日本を出る際に交付された在留届(戸籍謄本添付)を管轄の総領事館に提出して下さい。雇用紙は各総領事館にもあります。なお、トロント地区に移住された方は、当事業団トロント駐在員事務所にもご連絡下さい。いろいろな相談をお受けしたり、適切なアドバイスを与えるのが当事務所の仕事です。

第4部 カナダの生活

1. 就 職

就職先が決定しているカナダ移住者は別として、雇用先の決まっていない移住者にとってカナダ到着後まずぶつかる関門は就職問題です。就職先が決まっていない移住者が、トロントやバンクーバーの空港に到着して右も左も解らないのは当然のことで、カナダはこうした移住者に就職先を紹介するマンパワーセンター(全国に390)を設置しています。このセンターでは専門の相談官が各移住者の希望や技術内容を聞き、適当な就職先を紹介してくれます。同時に、この相談官は仕事のことばかりでなく、失業保険、健康保険その他日常生活についてのアドバイスも与えてくれますので、なんでも質問、相談して下さい。また、マンパワーセンターでは電算機を利用してカナダ全国の求人情報を把握しております。ですから、自分の職種の求人需要が多い地域で就職活動をするよう考えて下さい。

しかし、マンパワーセンターの求人だけに頼ってはいは希望する仕事につけるとは限りません。自分自身でも積極的に努力する必要があります。あるマンパワー係官も「このセンターへ就職に来る人の中には、創意とやる気が乏しく、ただ漫然とやってくる者がいる。私ならもっと積極的に職探しに歩くのに」と話し、移住者が自分で探す心構えが必要なことを強調しています。新聞にはかなりの求人広告が載っておりますので自分に合うと思われる会社があれば、すぐに電話をし面接の約束をとりつけるのも一つの方法です。電話帳等で適当な会社を見付け、履歴書や教育、技術などを証明する書類を持参してそうした会社に直接交渉

主な総局と主要マンパワーセンター

Centre	Address	Telephone No
ONTARIO REGIONAL OFFICE	P.O.Box 23, Toronto Dominion Center, Toronto 111	(416) 369-3755
QUEBEC R.O	550 Sherbrooke St. W., Montreal 111, P.Q	879-4604
PRAIRIO R.O	Royal Bank Bldg. 220 Portage Ave Winnipeg, Manitoba	985-2261
PACIFIC R.O	Royal General Insurance Bldg., 1155 West Pender St., Vancouver, B.C	683-6971
MONTREAL MANPOWER CENTRE	National Revenue Bldg. 305 Dorchester Blvd. W. Montreal Metro, P.Q	879-5200
WINNIPEG M.C	344 Edmonton St. Winnipeg, Manitoba	943-0861
EDMONTON M.C	10015-103 Rd, Ave., Centennial Bldg., Edmonton, Alberta	429-2621
CALGARY M.C	1123-4th St. S., Calgary Alberta	263-0540
VANCOUVER M.C	549 Howe St., Vancouver B.C	681-8253
MANPOWER CONSULTATIVE SERVICE	P.O. Box 23, Toronto Dominion Centre, Toronto 111	(416) 369-3755 369-3761

してみるのも有効な手段です。他に、民間の職業あっせん所 (Employment Agency ; 有料) を利用することも考えられます。



マンパワーセンターの英語学校風景
(無料で受講できる)

2. 賃金と労働事情

(1) 賃金

カナダでは最低賃金制が各州において実施され、ほとんどの産業部門がその対象となっています。しかし、カナダの労働者達は各人の職種、経験、資格などにより最低賃金よりもかなり高い賃金をもらうのが普通です。日本人移住者の移住初期の給与は月額にしてCa\$ 600～700が多いようです。けれども日本人移住者の能力は一般的に高いので、カナダの風習になれ、語学のハンディーが克服されてくるとカナダ人の平均にはすぐ達するようです。特に語学力が重大なウィークポイントとなっていることは先輩移住者がそろって訴えているところです。参考までに、平均賃金の一例を掲げておきます。

平均週給内訳 (産業別 1976年3月現在)
 (州別 1977年6月現在)

単位 Ca\$

(産業別)		(州別)	
建設業	32655	B. コロンビア	285.92
林業	310.45	オンタリオ	252.66
(24623)		アルバータ	263.50
運輸通信その他公益事業	253.66	ケベック	248.03
製造業	234.04	マニトバ	230.05
金融保険不動産	210.06	サスカチュワン	240.86
商業	172.40	大西洋岸4州	253.46
サービス業	158.88		

()内は1975年7月現在

1977年7月現在の州別最低賃金額は次の通りです。(時間給単位 Ca\$)

ブリティッシュコロンビア	3.00	オンタリオ	2.65
ノースウェスト準州	3.00	ニューファウンドランド	2.50
ユークオン準州	3.00	マニトバ	2.95
サスカチュワン	3.00	ニューブランズウィック	2.80
ケベック	3.15	ノーバスコシア	2.75
アルバータ州	3.00	プリンスエドワード島	2.70

(2) 労働条件

大部分の州では週5日、40時間制を採用していますが、生産部門やサービス業の中には週6日、44時間労働のところも見られます。年次有給休暇は年2週間程度のところが多いようですが、この日数は勤務年限によって決まるのが普通です。又、「平等給与法」によって男女の差別を賃金支払いにおいて行なってはならないこと、「公正雇用法」では雇主が従業員の雇入れに際し、人種、宗教、国籍によって差別をしてはならないことが決められています。「工業法」は従業員の安全と健康を守るための規程を事業所に対し義務づけております。労働組合加入や組合の諸活動も法律により保護されています。その他、色々の面でカナダの労働条件は日本のそれよりも進んでいると考えられます。

3. 教育および訓練

(1) 学校制度

小学校は多くの州ではパブリックスクールと呼ばれており8学年まであります。ですから、5才もしくは6才で就学し13～14才で修了します。ケベック州では6才就学で7学年まであり、ローマンカトリックの学校では男女別学制がとられています。一般にハイスクールと呼ばれるセコンダリースクールは大学及び教師育成のためのコース及び職業訓練教育のためのコースに分かれています。前者5年、後者は4年で13～14才から18才までの生徒です。大学は3年または4年の学習を必要とし、修士はさらに2年、博士号はその上にもう2年の修学が必要です。いくつかの州では2～3年の短大レベルの広い範囲の技術専門学校を持っています。

(2) 成人教育と語学講座

学校を卒業した成人に対して成人教育があり、中学の夜間で一般科目や技術科目について授業が行なわれます。又、大学の学部では夜間学級を特定の科目に関し開講しますし、通信講座やサマースクールコースもあります。一方、公、私立の機関でも職業訓練を施しているところがあります。学校に問い合わせれば詳細がわかります。

(3) 移住者の教育対策

英、仏語を母国語としない国から来る移住者の多くは言葉の厚い壁に悩んでいることは事実です。マンパワーセンターでは、こうした移住者のために無料で語学学校を開いており、日本人移住者の多くもこれを利用しているようです。

子弟の教育は、カナダ市民の子弟と同一の学校に通うことになるので語学の面が悩みとなります。母国での教育程度や年齢を勘案して適当な学年に編入します。

日本語教育に対する日系カナダ人の関心は南米などに比べれば高いとは言えませんが、バンクーバーやトロントなどの日系人の多い地域には日本語学校が設けられています。しかし、それらはまだまだ学習塾程度のものが多いようです。

4. 社会保障制度

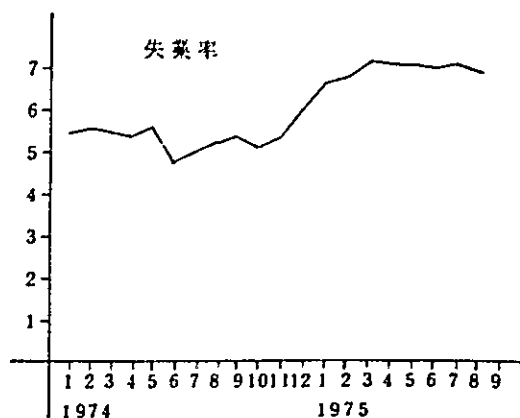
(1) 医療制度

病院や診療所などの医療施設はどの町にも完備しておりますが、医療制度が職業分業であったりしますので、ホームドクターを決めるのが医療サービスを受ける一番の方法でしょう。医療保険は州や一般会社のもがありますが、州政府保険を利用するのが有利です。ただ、州政府保険の場合、手続後ただちに発効せず2～3カ月の待機期間があることが多く、この待機期間の備えとして民間保険（Health Care, Hospital Medical Care など）を利用することがあります。この待機期間や保険料は年々変更されますので詳細はマンパワーセンター

で相談して下さい。なお、カナダの医療保険は、医者の診断治療用と病院の入院看護用との二つに分離されていますのでこの点も十分に注意して下さい。

(2) 失業保険

カナダの失業率は高く、季節的失業もあるところから失業保険制度が整備されています。ほんのわずかの例外を除いては、全ての雇用主およびその従業員は、給与に応じた保険料を折半して負担しなければなりません。受給資格は失業直前52週間内に8週間以上の保険料を支払っていることとなっています。保険料および保険金は賃金によって



決まりますが、近年失業者も増加しており変更されることが多いので現地到着後、マンパワーセンターで良く説明を聞いて下さい。

(3) カナダ年金制度

現在働いている人々にその退職後の年金を拠出制によって積立てさせようとする計画で、この年金には退職年金など6種類があります。拠出高は収入に応じて決められており、雇用主と従業員が折半で負担します。年金受領の資格を得ますとカナダを離れても受領の権利があります。

5. 生計と物価

(1) 標準世帯の家計

生活経費はその人の居住地、家族構成、所得額などによって夫々異なりますが大トロント社会計画会議が標準家庭(ブルーカラーの夫婦と子供2人)のオンタリオ州で通常の生活水準を維持するには年収Ca\$9,000が必要であると算定結果を発表しています。(1974年9月)

支出総額に対する各費目の支出割合は、食費25%、住居31%、被服11%、運輸通信15%、その他18%となっています。

(2) 物価と料金

カナダは世界の中でも生活のしやすい国の一つに入りますが、近年、物価も上

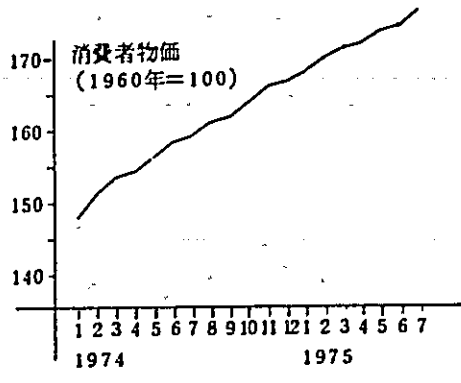
昇ってきております。しかし、食料品などはカナダの方が安いぐらいです。

(3) カナダの住宅事情

日本の住宅事情の悪さは世界でも有名ですが、カナダのような広大な国でもそれほど良くないというのが一般市民の意見です。特に人口の都市集中は他の先進諸国と同様大きな社会問題と

なっていますので、トロント、バンクーバー、モントリオールなどの都市では住居費が家計費に占める割合はどんどん高くなっています。

カナダ人平均家庭で家賃が家計に占める割合は 1/3 にものぼっており、住宅事情は好転する方向にはなく、建築作業人件費、建築資材も上昇しています。



カナダの高層アパート

トロントに於ける家賃調べ (1977年8月現在)

分類	場所等	部屋数	賃借料(CaS)
アパート (独身向け)	市内中心地 (高層, 共同 設備あり)	1部屋 (バス, トイレ, キッチン付)	月2200.00
"	市内一般 (低層, 共同 設備なし)	"	月1860.00
アパート (家族向け)	市内中心地 (高層, 共同 設備あり)	居間, ベッドルーム各1室 (バス, トイレ, キッチン付)	月2650.00
"	市内一般	居間1室, ベッドルーム2室 (バス, トイレ, キッチン付)	月3000.00
"	市内一般	居間1室, ベッドルーム3室 (バス, トイレ, キッチン付)	月3500.00 ~4200.00
個人住宅	(ルーム) 市内一般	1部屋 (キッチン, バス, トイレは共同)	週 25.00 ~35.00
"	(フラット) 市内一般	1部屋 (バス, トイレ, キッチン付)	月1600.00 ~2000.00
"	市内一般	1部屋 (バス, トイレ, キッチン, 家具付)	月1900.00 ~2400.00
"	市内一般	2部屋以上 (バス, トイレ, キッチン付, 家具無)	月1900.00 ~2000.00

備考

アパートについて

1) 共同設備の内容

屋内または屋外プール, テニスコート, 共同自動洗濯室, サウナ体育室等

2) アパート家賃月額の中にはガレージ(普通1台分CaS15~20)は含まず一般に家具なし。

但し, キッチンには冷蔵庫とレンジオーブンは付いているのが普通。

3) 市内中心地には部屋数の多いアパートは少なく、また、郊外、市内等の場所による家賃の差は、極端に遠い場合は別として、あまりなくむしろプール、サウナ等の設備で差が出る。

4) 一般に高層ビルのアパートは新しく設備も良い。

5) 契約は最低1年～2年単位。

ルームについて

1) 週単位で貸す。

2) 契約書はなく入居に際し前払い。

フラットについて

1) 主として家族が利用。但し独身者も可。ルームよりプライベートがもてる。

2) 契約は1カ月単位。出る時は1カ月前に通知。

6. 市民権・結婚・兵役制度など

「カナダ市民権法」は、カナダで市民権を得るための条件と手続を定めていますが、主要条件は年令18才以上、在加3年以上の永住権取得者で英仏いずれかの公用語を話すことなどです。市民権をとりますと選挙権や被選挙権などの公民権が付与されますが、市民権がなくても実生活の上での支障はないようです。ただ州によって市民権をもっていないと就けない職業もあります。市民権の申請は居住地の裁判所宛に行ないます。

カナダの結婚の規定は州によってまちまちです。オンタリオ州のように民事上の手続で婚姻が成立するところもあれば、宗教上の儀式が必要な場合もあります。また結婚前に結婚許可証を必要とするところもありますし、年令も州によって違います。

カナダは兵役は志願制をとっています。なお法律にからむ行為に関しては、弁護士の助けを借りることが賢明です。家や営業権の購入取得、アパートや家の借用など全て法律が関係します。

< 参 考 >

これから移住を希望される方へのアドバイス

ブリティッシュ、コロンビア州へ移住された先輩移住者113名にアンケートしたところ、これから移住する方々へのアドバイスは次のとおりでした。

(1977. 3 調査)

○ 英語をできるだけ勉強してくること	27名
○ 十分な技術を身につけてくること	13 "
○ カナダについて、できるだけ勉強してくること	11 "
○ ハッキリした動機、目的を持って移住すること	10 "
○ どんな困難も切り抜ける忍耐力のある人	10 "
○ カナダへ行けば良くなるとは思わぬこと	9 "
○ いつも向上心を持ち、外国人であることを忘れないこと	5 "
○ 自分のベースを失わないこと	4 "
○ 先ず自分自身の目で移住先を確かめてから移住すると良い	4 "
○ 何事にも積極的に行動できる人	3 "
○ 日本でダメな人はカナダでもやって行けない	3 "
○ カナダ人とつき合うこと	3 "
○ 仕事を決めてからくること	3 "
○ 勤勉であること	1 "
○ 良いマナーを保つこと	1 "
○ 永住する気なら日本で結婚相手を見つけてからくること	1 "
○ カナダ社会に同化できぬ者は移住すべきでない	1 "
○ 移住当初は資金を充分持ってくること	1 "
○ カナダの地方地域に住むことを考えては……	1 "
○ カナダ移住はしない方が良い	1 "
○ その他	1 "

計113名

1976年1月～12月までにカナダ国が受入れた
移住者の内訳一覧表

(労働部門内訳)

企業関係	2,006	農業, 牧畜関係	1,162
管理部門関係	3,649	漁業関係	24
自然科学, 工学, 数学関係	5,648	林業 "	36
社会科学関係	887	鉱業 "	103
宗教関係	476	生産工程部門関係	1,171
教育関係	2,400	機械部門関係	3,019
医療, 衛生関係	3,750	製造, 組立保守関係	8,380
芸術, 著述, 音楽関係	1,217	建設部門関係	4,008
スポーツ, 娯楽関係	134	運輸 "	784
事務部門関係	9,345	機械操作関係	490
販売関係	2,632	他の技能者関係	425
サービス部門関係	5,640	その他	4,075
		計	61,461

(非労働部門内訳)

配偶者	25,330
子供	42,197
婚約者	987
学生	8,218
その他	11,236
計	87,968
移住者総計	149,429

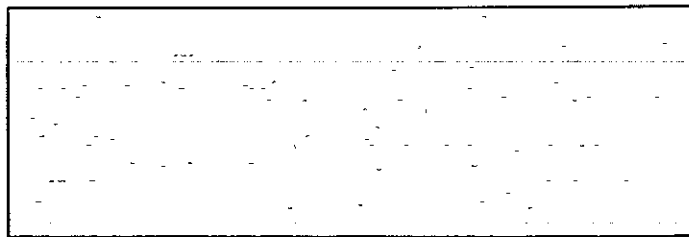
在カナダ日本公館等一覧表

在カナダ日本大使館 (Embassy of Japan)	住所 Fuller Bldg., Suite 1005, 75 Albert St., Ottawa K1P Ontario Canada. Tel (613) 233-6214
在モントリオール総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所 Suite 2701, 1155 Dorchester Blvd. West, Montreal 102, P.Q., Canada. Tel (514) 866-3429 管轄 ケベック州, ニューファンドランド州, プ リンス・エドワード・アイランド州, ノバス コシア州, ニューブランズウィック州
在トロント総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所 Toronto-Dominion Center, Suite 1803, P. O. Box 10, Toronto 111, Ontario, Canada, Tel (416) 363-7038 管轄 オンタリオ州
在バンクーバー総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所 1210-1177 West Hasting st. Vancouver 1, B. C., Canada. Tel (604) 684-5868 管轄 ブリティッシュ・コロンビア州, ユーコン準州
在ウィニペグ総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所 301 Tribune Bldg., 257 Smith St., Winnipeg, Manitoba R3 C1 K9, Canada. Tel (204) 943-5554 管轄 マニトバ州, サスカチュワン州
在エドモントン総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所 Suite 2600, 10020-100th St., Edmonton, Alberta, Canada. Tel (403) 422-3752 管轄 アルバータ州, ノースウエスト準州
国際協力事業団トロント 駐在員事務所 (Annex Office, Consulate General of Japan)	住所 Suite 1910 P. O. Box 93, Royal Trust Tower, Toronto-Dominion Centre, Toronto, Ontario, Canada Tel (416) 364-1627

国際協力事業団移住部門国内機関一覧表

機 関	〒	所 在 地	電 話	
本 部	160	東京都新宿区西新宿2-1新宿三井ビル内私書箱216号内	03	346-5370
(附属機関)				
海外移住センター	235	横浜市磯子区西町16-5	045	751-1121 ~5
海外移住研修所	371 -02	群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字南ノ口4114	0272	83-3225
(国内機関)				
北 海 道 支 部	060	札幌市中央区北一条西5の3(北一条ビル内)	011	221-6661
仙 台 支 部	980	仙台市本町3-4-10(宮城県水産会館内)	0222	63-0795
(青森駐在員)	030	青森市長島1-1-1(県農地調整課内)	0177	22-1111 内線5615
(秋田駐在員)	010	秋田市山王4-1-2(秋田地方総合庁舎内)	0188	23-7368
東 京 支 部	160	東京都新宿区本塩町8-2(住友生命四ツ谷ビル内)	03	359-8281
(新潟駐在員)	950	新潟市東大通1-3-1(帝石ビル211号)	0252	47-1918
横 浜 支 部	220	横浜市西区岡野町2-12-20 (横浜渉外労務管理事務所内)	045	312-4961
(静岡駐在員)	420	静岡市追手町9-6(県後継者養成課内)	0542	54-2056
名 古 屋 支 部	460	名古屋市中区丸の内2-4-7(県産菜貿易館西館内)	052	221-7103
(高山駐在員)	930	富山市新富町2-4-22(県商工会館内)	0764	41-6992
大 阪 支 部	530	大阪市北区堂島上2-38-10(京富ビル内)	06	345-3621
神 戸 支 部	651	神戸市葺合区御幸通8-1-6(国際会館内)	078	221-6520
(岡山駐在員)	700	岡山市磨屋町8-17(県農業会館別館内)	0862	22-0882
広 島 支 部	730	広島市基町10-3(県自治会館内)	0822	27-0471
(山口駐在員)	753	山口市大手町6-5(県庁8号庁舎内)	08392	3-2548
高 松 支 部	760	高松市番町5-1-24(観光ビル内)	0878	33-0901
福 岡 支 部	812	福岡市博多区博多駅前2-9-28(商工会議所ビル内)	092	451-3380
(長崎駐在員)	850	長崎市元船町17-1(大波止ターミナルビル内)	0958	24-6280
熊 本 支 部	860	熊本市花畑町1-4(熊本東京生命館内)	0963	22-1315
(宮崎駐在員)	880	宮崎市江子東2-6-35(県庁一の島居別館内)	0985	25-2691
沖 縄 支 部	900	那覇市西3-10-102	0988	68-0136

海外移住のご相談は……



国際協力事業団 移住部門

東京都新宿区西新宿2-1 私書箱216号(新宿三井ビル内)

電話 (346) 5370(直)

(1977. 10 - 10,000)